

文書番号

8-1-8

VER. 12

P C B 廃棄物管理手順書

改訂履歴	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	平成 13 年 4 月 1 日	制定	平成 29 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 14 年 10 月 1 日	一部改訂	平成 30 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 20 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 22 年 4 月 1 日	一部改訂	令和 2 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂	令和 3 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂	令和 5 年 4 月 1 日	改訂
	規程内容	・ P C B 廃棄物の保管・管理、報告手順		

PCB 廃棄物管理手順書

1 目的

毒性が強く、難分解性の性状を有する PCB 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に規定される『特別管理産業廃棄物』として適正な保管が義務づけられている。低濃度 PCB 廃棄物については、処分期限が令和 9 年 3 月 31 日までとされており、速やかな処分が求められている。

区有施設から低濃度 PCB 廃棄物が発見された場合は、各所管課が速やかに処分を行うこととしているが、本手順書は、これを一時的に保管・管理する場合の手順を定め、適切な保管及び管理等を徹底することを目的とする。

なお、本手順書は、廃棄物処理法、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB 特別措置法」という。）」及び「東京都 PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱（以下、「指導要綱」という。）」に準拠するものである。

2 用語の定義

手順書で使われる用語の定義は次のとおりとする。

(1) PCB 廃棄物

「廃 PCB 等」及び「PCB 汚染物」を含め PCB に関する廃棄物をいう。

また、その濃度により以下のように分類される。

① 高濃度 PCB 廃棄物

可燃性廃棄物

濃度が 10 万 (mg/kg) を超えるのもの

（例：汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類）

上記以外の廃棄物

濃度が 5,000 (mg/kg) を超えるのもの

（例：安定器、コンデンサー、変圧器、廃油）

② 低濃度 PCB 廃棄物

可燃性廃棄物

濃度が 0.5 (mg/kg) を超え 10 万 (mg/kg) 以下のもの

上記以外の廃棄物

濃度が 0.5 (mg/kg) を超え 5,000 (mg/kg) 以下のもの

(2) 廃 PCB 等

「廃 PCB 等」とは以下のものをいう。

① 使用済みの PCB

② PCB を含む廃油

（例：コンデンサから抜き取った絶縁油）

PCB 廃棄物管理手順書

(3)PCB 汚染物

「PCB 汚染物」とは以下のものをいう。

- ①PCB が塗付された紙くず
(例:旧ノーカーボン紙)
- ②PCB が付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず
(例:使用済みの変圧器やコンデンサの容器)
- ③PCB が染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず
(例:PCB を拭き取ったウエス)

3 適用範囲

この手順書は、**区有施設における低濃度 PCB 廃棄物を保管・管理する場合**において適用する。

なお、板橋区において保管していた高濃度 PCB 廃棄物は処分を完了しており、高濃度 PCB 廃棄物が新たに発見された場合は、令和5年2月7日付け4板資政第 453 号「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(安定器)の処分終了について(通知)」によるものとする。

4 PCB 廃棄物保管・管理場所

低濃度 PCB 廃棄物については、**各所管課にて原則として速やかに処分とするが、一時的に保管する場合は、各所管課にて保管・管理する。**

5 PCB 廃棄物保管・管理責任者

(1)特別管理産業廃棄物管理責任者(以下、「管理責任者」という。)の設置

PCB 廃棄物の保管・管理にあたっては、当該施設ごとに廃棄物処理法で定める資格を有する管理責任者を置くとともに、指導要綱に基づき東京都へ届出を行う。また、変更があった場合は速やかに届出を行う。

(2)管理責任者の役割

管理責任者は、PCB 廃棄物の保管・管理に関する業務を「**6** PCB 廃棄物の保管基準」に基づき適正に行う。

(3)PCB 廃棄物の保管

管理責任者は、PCB 廃棄物の保管を行い、**保管ケースに様式第 1**を貼り、管理を行う。

PCB 廃棄物管理手順書

(4)管理台帳の管理

管理責任者は、当該施設の保管状況(種類、量、メーカー、型式、製造年月、製造番号等)を把握し、管理台帳(様式第2)を作成し、管理する。

(5)PCB 廃棄物保管庫の点検

管理責任者は、PCB 廃棄物保管庫内において、揮発や飛散、流出などにより、PCB が漏洩し、庫内の環境を汚染していないことを定期的に点検する。

6 PCB 廃棄物の保管基準

(1)PCB 廃棄物の保管

①周囲に囲いが設けられていること

②見やすい場所に表示を設けていること(下図参照)

縦横 60cm 以上の掲示板に、関係者以外立入り禁止及び PCB 廃棄物の保管場所である旨、管理責任者の氏名、連絡先を表示すること。

③飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発散の防止に必要な措置を講ずること

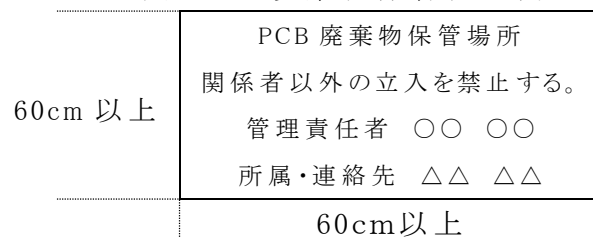
④他の物の混入防止に必要な仕切等の措置を講ずること

⑤容器に入れ密封するなど揮発防止に必要な措置を講ずること

⑥高温にさらされないために必要な措置を講ずること

⑦保管物の腐食防止に必要な措置を講ずること

図 PCB 廃棄物保管表示例



7 緊急事態対応計画書の作成

・管理責任者は、緊急事態対応計画書を様式第3により作成し、事務局の定める方法により、PCB 廃棄物保管管理責任者、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う。また、保管場所及び関係部署に掲示する。

・情報伝達体制を確立し、事故が発生した際に速やかな対応を行い、PCB 廃棄物による環境汚染を最小限にとどめる。

・PCB 廃棄物を 1 年以上保管する場合は、文書番号 8-2「緊急関連事故及び緊急事態への対応要領」の第6条の規定により、年 1 回以上の緊急事態訓練を行う。

P C B 廃棄物管理手順書

8 緊急時の対応

PCB 廃棄物の運搬・保管等に破損した場合など緊急時における環境汚染を防止するため、次の対応を行う。

① 応急措置

- ・破損等による事故が発生した周辺に人がいる場合は避難させる。
- ・漏れが生じた場合は、布やウエス等によく拭き取り、他の物への浸透を防ぐ。

② 汚染の除去と作業の安全確保

- ・作業の際には、ゴム手袋、眼鏡等の適当な保護具を用いて、直接触れないようにし、特に口や目に入らないよう注意する。
- ・換気を充分に行った後に作業を行い、換気ができない場合や長時間の作業となる場合には、防護マスク等を使用する。
- ・破損した安定器等や、拭き取ったウエス、汚れた衣服等~~等~~は、密閉式の収納箱に入れるなど保管基準に基づき、適正に保管する。
- ・破損箇所の修理等、再発の防止に努める。

③ 人体に対する応急措置

- ・衣服に付着した場合はその衣服を脱ぎ、皮膚や髪に付着した場合は水ならびに石けん水（アルカリ性の強いものは使用しない）で洗浄する。
- ・目に入った場合は、直ちに大量の洗浄水で 15 分以上洗顔した後、3%のホウ酸水で洗眼する。（コンタクトレンズ着用の場合は外して行う。）
- ・口腔内に入った場合は、直ちに吐き出し、水でうがいを繰り返し、安静にする。
- ・蒸気を吸入して気分が悪くなった場合は、新鮮な空気の所で安静にする。
- ・上記の措置を講じた上で、医療機関で診察を受ける。

④ 事後処理

- ・事故の状況、講じた措置の概要並びに事故の再発防止のための措置について、指導要綱に基づき、東京都へ届出を行う。
- ・事故の再発防止のため、必要な措置を講ずる。

9 PCB 廃棄物を紛失した場合

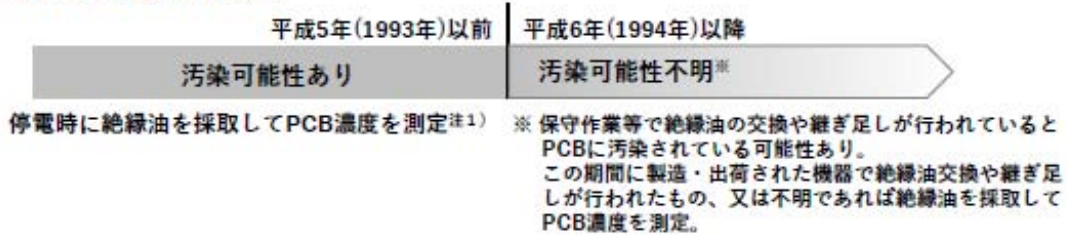
- ・ただちに紛失の状況について調査し、紛失した PCB 廃棄物の回収に努める。
- ・紛失の再発防止のために対策を講じるとともに、指導要綱に基づき、東京都へ届出を行う。

PCB 廃棄物管理手順書

参考 PCB の判断方法

低濃度PCB該当性判断方法

変圧器等（絶縁油採取可能機器）



コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）



注1) PCBの分析を行う機関は(一社)日本環境測定分析協会のホームページで検索できます。
https://www.jemca.or.jp/sys/member_list

注2) 絶縁油封じ切り機器や絶縁油の封入量が少量である小型の変圧器等では、確実にPCBが使用された絶縁油に由来するものでないことが銘板情報等から明らかであれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物として無害化処理事業者に委託して処理することができます。

環境省 HP「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する各種ガイドライン等」の

「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」より

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>

○PCB(ポリ塩化ビフェニル)

1881年(明治14年)ドイツで開発され、化学的に合成された物質で、塩素含有量の異なる209種類の異性体で構成されており、これを総称してPCBという。

1923年(大正12年)からアメリカで商業生産が開始され、無色透明で化学的にも安定で、耐熱性、絶縁性や非水溶性など優れた性質を持っていたため、コンデンサや安定器などの電気機器や塗料・印刷インキなどに広く利用された。

日本での生産は1954年(昭和29年)から開始され、製品の名称としてはカネクロール(日本)及びアクロール(米国)が代表的であった。

昭和48年に化学物質の審査及び規制に関する法律(昭和49年施行)が制定され、PCBが第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入・使用が原則禁止された。

PCBは、体内にたまりやすく取り込まれ、しかも残留性が高く、これによる皮膚障害などの慢性毒性が認められ、内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の一つとなっている。

PCB 廃棄物管理手順書

参考 PCB 廃棄物に関する手続き

○新たに使用中の PCB 製品(安定器、変圧器、コンデンサ)を把握したとき

- ・「使用中の PCB 製品の使用届出書」を都へ提出【指導要綱第 5 条】
- ・変圧器やコンデンサは指導要綱に加えて、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書」を関東東北産業保安監督部へ提出【電気事業法電気関係報告規則第 4 条の 2】(直ちに廃止し、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を関東東北産業保安監督部へ提出する場合を除く)

○PCB 製品の使用中止等による PCB 廃棄物が発生したとき

- ・「PCB 廃棄物の保管届出書」を都へ提出【指導要綱第 6 条】
- ・「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(変更)の届出書」を都へ提出【指導要綱第 12 条】(管理責任者を変更したときも同様)
- ・変圧器やコンデンサは指導要綱に加えて、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を関東東北産業保安監督部へ提出【電気事業法電気関係報告規則第 4 条の 2】

○処分について

- ・低濃度 PCB 廃棄物の処分は、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者又は都道府県の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者とする。

○全ての PCB 廃棄物の処分を終了したとき

- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書」を処分契約日から 20 日後までに都へ提出【特別措置法第 10 条】

○毎年度の PCB 廃棄物の保管及び処分状況の報告を行うとき

- ・毎年 6 月 30 日までに都へ前年度における保管及び処分状況の報告を行う。
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」【特別措置法第 8 条】
- ※処分の際に交付したマニフェストの状況についても、6 月 30 日までに都に報告を行う。詳しくは文書番号 8-1-9「廃棄物適正管理手順書」の第 10 項を参照。

○PCB 製品又は、PCB 廃棄物の破損事故等が発生した場合

- ・「使用中の PCB 製品及び PCB 廃棄物事故届出書」を速やかに都へ提出【指導要綱第 14 条】

PCB廃棄物管理手順書

○PCB製品又は、PCB廃棄物が紛失した場合

- ・「使用中のPCB製品及びPCB廃棄物紛失届出書」をただちに都へ提出【指導要綱第13条】

○ 各種問い合わせ先

(1) PCB特別措置法及び指導要綱に基づく届出・報告をするとき

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 (PCB担当)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1(都庁第二本庁舎 19階)

TEL 03-5388-3573

(2) PCBを含む高圧トランス及びコンデンサを廃止するとき

経済産業省 関東東北産業保安監督部電力安全課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎 1号館11階

TEL 048-600-0388

(3) 照明器具安定器のPCB使用有無についての確認をするとき

一般社団法人 日本照明工業会

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

(4) 電気工作物に使用されていたPCB使用有無を確認する時

一般社団法人 日本電機工業会

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>

様式第1(8-1-8)
安定器等収納ケースに貼付する場合

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	
P C B 汚 染 物	
管 理 番 号	No. _____
関 係 者 以 外 の 取 扱 い を 禁 止 す る	
種別	
個数	_____ 個入 _____ 個入
発生場所	_____
保管年月	_____ 年 _____ 月
管理責任者	_____ 連絡先 _____

変圧器等本体に貼付する場合

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	
P C B 汚 染 物	
管 理 番 号	No. _____
関 係 者 以 外 の 取 扱 い を 禁 止 す る	
種別	
発生場所	_____
保管年月	_____ 年 _____ 月
管理責任者	_____ 連絡先 _____

様式第2(8-1-8)

PCB廃棄物(収納ケース内)内訳表

廃棄物の種類	番号	量(単)		廃棄物の型式等				移動年月日	発生場所の名称及び所在地	変更前の事業場における番号	参考事項
		安定器	コンデンサ	製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
		台	台								
合計		0	0								

※網掛け部分については、PCB廃棄物発生施設での記入は不要です。

様式第3 (8-1-8)

緊急事態対応計画書 (PCB廃棄物)			
課・施設名		作成年月日	
管理責任者氏名		決定年月日	
内部及び外部との 情報伝達計画	<pre> graph TD A[緊急事態発見者 応急措置] -- 報告 --> B[PCB管理責任者 (TEL FAX 課・施設管理担当者 (TEL FAX)] B -- 報告 --> C[環境管理推進員 (TEL FAX 課長)] C -- 報告 --> D[実行部門長 (TEL FAX 部長)] D -- 報告 --> E[環境管理責任者 (資源環境部長)] E -- 指示 --> D D -- 再発防止指示 --> C C -- 再発防止指示 --> B B -- 報告 --> F[警察署 (TEL FAX)] B -- 報告 --> G[消防署 (TEL FAX)] B -- 報告 --> H[東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 (PCB担当) TEL FAX] B -- 届出 --> I[経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部 電力安全課 TEL FAX] </pre>		
緊急時の対応	<p>応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時は、発見者が応急措置を行い、上記連絡網により、情報伝達するとともにPCB廃棄物保管・管理手順書により環境汚染の防止に努める。 ・破損等による事故が発生した周辺に人がいる場合は避難させる。 ・漏れが生じた場合は、布やウエス等でよく拭き取り、他の物への浸透を防ぐ。 		
汚染の除去と 作業の安全の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の際には、ゴム手袋、眼鏡等の適当な保護具を用いて、直接触れないようにし、特に口や目に入らないように注意する。 ・換気を十分に行った後に作業を行い、換気ができない場合や長時間の作業となる場合には、防護マスク等を使用する。 ・破損した安定器等や、拭き取ったウエス、汚れた衣服等は、密閉式の収納箱に入れるなど保管基準に基づき、適正に保管する。 ・破損箇所の修理等、再発の防止に努める。 		
紛失時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに、所属長及び関係機関に連絡し、関係者からの指示を仰ぐ。また、紛失届を関係機関へ提出する。 		
計画書の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画書(緊急事態対応計画書)を作成し、保管場所及び関係部署に掲示する。 		

※PCB廃棄物保管管理責任者、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員(庶務担当係長)、環境管理推進員(課長)、実行部門長(部長)の決裁を行うこと。